

事業募集

みんなのはままつ 創造プロジェクト

皆さんが考え、実施する
創造的な活動を
応援します！

出生六名
家康くん



1. みんなのはままつ創造プロジェクトとは

◎浜松市は、地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、その活動が市民の暮らしの質を高めていく都市“創造都市”を目指しています。「みんなのはままつ創造プロジェクト」は、創造都市の実現に向け、市民活動団体や民間企業等が企画・実施する創造的な取り組みやイベントなどを応援する事業で、スタートアップの資金として、1事業当たり上限100万円の事業経費を補助します。

2. 補助対象となる団体

以下の2点すべてに該当する団体

- (1)市内に住所を有するまたは市内で活動する、法人または3人以上で構成される任意団体(政治・宗教の活動を目的とする団体、公の秩序に反する団体は除く)
- (2)当該年度から起算して過去5年間に市税の未納がない企業・団体

3. 補助対象となる事業

以下の2点すべてに合致する事業

- (1)平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間に実施する新規事業
- (2)創造都市の実現に資する事業(創造的な活動)

創造都市とは、『地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、その活動が新しい価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく都市』

みんなのはままつ創造プロジェクトに望まれる提案事業は、

『文化と産業の両面において浜松市の価値を高め、次年度以降も自主的に実施する事業』

【注意】

1)新規性の高い事業を優先的に採択します。

2)原則として既存の事業は対象になりません。

※既存の事業とは、従来と同じ事業内容を従来と同じ実施団体が行う事業をいいます。

従来と異なる別の団体(従来の実施団体の構成メンバーが3分の1以上重複する団体は、従来と同じ実施団体とみなします。)が類似した事業を実施する場合は補助対象になりますが、事業の新規性の点において、採択の優先度が低くなります。

※既存の事業内容を刷新または新規内容を追加して申請する場合は当該部分が対象になりますが、既存の事業内容との相違点を明らかにした資料を提出してください。

3)単に集客やにぎわい、情報発信を目的としたイベントは対象になりません。

※地域資源である音楽や産業、歴史的建造物、市民ネットワークなどを活かした創造的な活動、異分野の融合・連携を目的とする事業などが対象になります。

4)他の公的助成制度(地域力向上事業の市民提案による住みよい地域づくり助成事業など)と重複して補助を受けることはできません。ただし、民間の助成制度との重複は当助成事業の対象となります。

5)特定商品の販売促進を目的とする事業は対象になりません。

6)団体の資産形成につながる経費(機械・金型等の設備投資など)は対象になりません。

※事業自体は対象になります。

4. 補助額・補助率・補助対象経費

◎補助額の上限額は、原則として1事業当たり100万円

◎補助率は、原則として補助対象経費の100分の100

◎補助対象経費は、全体事業費のうち、創造都市の実現に資する事業メニューの実施に係る経費から、他の支援制度による補助金、負担金、交付金等のほか、入場料や販売などの収入、団体運営のための経費を除いた額

※詳細は別紙「みんなのはままつ創造プロジェクト補助対象経費及び補助上限額」を確認してください

5. 提出資料

- ①事業提案書(実施要綱第1号様式)
 - ②収支予算書(実施要綱第1号様式付属資料)
 - ③団体の活動内容が分かるもの(定款、規約または活動内容を示す資料、団体の構成員名簿)
 - ④課税・納税状況確認の同意書(実施要綱第3号様式)
 - ⑤市民税・県民税特別徴収義務者指定書の写し
 - ⑥二次審査にかかる事前調査票
- ※①②④⑥の様式は、浜松市役所企画課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※⑤は補助金の申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合に限ります。
※その他、参考資料がある場合は、A4用紙2ページまで受け付けます。

6. 提出先

- ☞浜松市企画調整部企画課 創造都市推進グループ
※直接持ち込みに限ります。郵送、FAX、メールでの申請は不可。

7. 募集期間

- ☞提出期間は平成26年2月5日(水)から3月10日(月)午後5時まで
※提案に必要な書類を作成した後、必ず企画課へ事前相談してください。(平成26年2月28日(金)まで)

8. 審査基準

- ☞企画内容の創造性や独創性、地域の文化や資源の活用度、実現性、発展性、発信性、市内外への波及効果などの観点による総合評価にて審査します。

9. 審査スケジュール

日程	スケジュール	備考
2/28(金)	事前相談締切	必ず事前相談を行ってください。 事前相談なしの提案は、基本的に受け付けません。
3/10(月)	事業提案締切	
3/11~4月下旬	一次審査 (書類審査)	一次審査は書類審査を予定していますが、状況により、ヒアリングを実施する場合があります。
5月初旬	一次審査結果通知	全提案団体あて、郵送にて通知します。
5/23(金)、5/24(土)	二次審査 (プレゼンテーション審査)	一次審査を通過した団体のみが対象(参加必須)。 提案団体による事業説明及び質疑応答を行います。
5月下旬	二次審査結果通知	二次審査参加の全団体あて、郵送にて通知します。

10. その他

- ☞今回の事業募集は“事業提案の募集”です。平成26年度予算の範囲内で実施することを前提に提案を募集します。
☞補助金の交付申請については、当プロジェクトに採択された後、改めて補助金交付申請書(補助金交付要綱第1号様式)を提出していただくことになります。なお、補助金の交付は事業実施後(補助金交付額確定後)になります。
☞補助金の概算払を希望する場合は、事業が「採択」された後に、補助金概算払承認申請書(第9号様式)、資金状況調(第10号様式)を提出してください。審査により概算払が適当と判断された事業のみ概算払が認められます。※概算払額は補助金交付決定額の100分の80以内
☞提案事業が採択された場合、キックオフミーティング(平成26年6月中予定)及びクロージングミーティング(平成27年3月中予定)において、事業報告を行っていただきます。必ず1名以上の参加をお願いします。

